

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会市民活動助成要綱

平成19年4月1日

制定

(目的)

第1条 地域福祉の推進を図るため、幅広い分野の市民活動を支援することを目的とし、併せて本助成事業を通して、団体同士、あるいはボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）と市民活動団体が相互に交流し、協力しあう関係構築を目指す。

(名称)

第2条 この助成の名称は、「さくらファンド」とする。

(運用)

第3条 助成金の資金は、歳末たすけあい募金の地域福祉活動費とする。また、広く市民や企業に出資をよびかけ、市民活動への理解を促進する。

(対象)

第4条 この助成の対象は、小金井市内で活動する市民活動団体（任意団体もしくはNPO法人とする）とする。

(対象となる活動内容及び経費)

第5条 この助成の対象となる活動及び経費は、次のとおりとする。ただし、飲食費及び役員人件費は、対象外とする。

(1) 福祉、環境、国際協力、まちづくり、教育等の公益的活動

(2) 活動を通して、社会によい効果をもたらすと同時に、活動者自身の学びになるもの。

(助成の限度)

第6条 助成金の交付については、同一団体につき、最長3年までとする。ただし、同一団体であっても、事業が新規のときは、この限りでない。

(対象となる事業)

第7条 事業の目標を達成するために必要とする事業

(助成金額)

第8条 1団体10万円を限度とし、毎年度予算の範囲内で交付する。

(助成申請)

第9条 助成申請に際しては、別に定める申請書を提出することとする。

(助成団体の選考)

第10条 助成金交付に際しては、助成申請書の内容および活動状況の聞き取りなどを

通して、助成先、助成金額をセンター運営委員会（申請団体関係者の運営委員を除く）で選考し、小金井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が決定する。選考結果は、会報やホームページを通して公表する。

（助成決定通知）

第 11 条 助成金の交付が決定した場合は、別に定める決定通知書により通知する。

（実績報告）

第 12 条 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後すみやかに別に定める実績報告書を提出することとする。その際には、証拠書類も添付するものとする。

（返還請求）

第 13 条 助成金交付後、次の場合は返還を求めるものとする。

- （1） 助成対象事業で実際に使用した金額が助成額に満たないとき
- （2） 偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき
- （3） 助成金を対象活動以外または対象経費以外に使用したとき
- （4） 助成対象の活動を中止したり、完了できなかったとき
- （5） 実績報告書の提出がないとき

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。